

現行計画

第1章 計画策定の趣旨等

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 目標

第2章 静岡県における自殺の現状と課題

- 1 自殺の現状
 - (1) 自殺者数・自殺死亡率の状況（性別、年代別）
 - (2) 職業別の状況
 - (3) 同居人の有無別の状況
 - (4) 手段別の状況
 - (5) 場所別の状況
 - (6) 原因・動機別の状況
 - (7) 月別の状況
 - (8) 曜日別の状況
 - (9) 時間帯別の状況
 - (10) 自殺未遂歴別の状況
 - (11) 年齢階級別死因順位
 - (12) 地域別の状況
 - (13) 2017年度県政世論調査の結果
- 2 課題

第3章 自殺総合対策の基本理念、基本認識、基本方針、基本的取組

- 1 自殺総合対策の基本理念
- 2 自殺総合対策の基本認識
 - (1) 自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、防ぐことができる死である
 - (2) 自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている
 - (3) 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進
- 3 自殺総合対策の基本方針
 - (1) 生きることの包括的な支援として推進する
 - (2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
 - (3) 対応の段階に応じた対策を効果的に連動させる
 - (4) 実践と啓発を両輪として推進する
 - (5) 県、市町、関係団体、民間団体、企業及び県民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
- 4 静岡県として目指すべき基本的取組

第4章 自殺総合対策のための当面の重点施策

- 1 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
- 2 県民一人ひとりの気づきと見守りを促す
- 3 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
- 4 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
- 5 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
- 6 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
- 7 社会全体の自殺リスクを低下させる
- 8 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
- 9 遺された人への支援を充実する
- 10 市町・民間団体との連携を強化する
- 11 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
- 12 勤務問題による自殺対策を更に推進する

第5章 推進体制等

- 1 庁内における連携体制
- 2 関係機関・団体等との連携体制
- 3 各地域における連携体制
- 4 進行管理
- 5 数値目標

次期（第3次）計画【素案】

第1章 計画策定の趣旨等

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 目標 計画期間内の成果指標：2027年までに450人未満

第2章 静岡県における自殺の現状と課題

- 1 自殺の現状
 - (1)～(11)
 - (12) 年代別・就業別・同居の有無別による自殺者数の割合・自殺死亡率
 - (13) 新型コロナウイルス感染症拡大前後の性別・年代別自殺死亡率
 - (14) 2021年度県政世論調査の結果
- 2 統計表等に基づく本県の課題

第3章 前期計画の取組評価・課題

- 1 新前期計画（2017年～2022年）の成果指標
- 2 県内における自殺者数の推移
- 3 重点施策ごとの主な取組実績、課題及び目標達成状況

第4章 自殺総合対策の考え方

- 1 自殺総合対策の基本理念
- 2 自殺総合対策の基本認識
 - (1) 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
 - (2) 自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている
 - (3) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
 - (4) 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進
- 3 自殺総合対策の基本方針
 - (1) 生きることの包括的な支援として推進する
 - (2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
 - ※項目中に追記【孤独・孤立対策との連携】
 - ※項目中に追記【子どもの自殺対策における連携】
 - (3) 対応の段階に応じた対策を効果的に連動させる
 - (4) 実践と啓発を両輪として推進する
 - (5) 県、市町、関係団体、民間団体、企業及び県民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
 - (6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する
- 4 静岡県の重点施策の方針

第5章 自殺総合対策のための施策・取組

- 1 自殺リスクを低減させるための環境整備
 - (1) 県民一人ひとりの気づきと見守りを促す
 - (2) 社会全体の自殺リスクを低下させる
 - (3) 自殺総合対策の推進に資する調査研究の推進
- 2 対象者（属性）ごとの対策推進
 - (1) 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
 - (2) 「働き盛り世代」の自殺対策を更に推進する
 - (3) 女性の自殺対策を更に推進する
 - (4) 高齢者の自殺対策を更に推進する
 - (5) 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
 - (6) 遺された人への支援を充実する
- 3 様々な困難を抱える方を支える体制整備
 - (1) 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
 - (2) 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
 - (3) 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
- 4 各地域レベルでの取組支援
 - (1) 地域レベルの実践的な取組への支援
 - (2) 市町・民間団体との連携を強化する

第6章 推進体制等

現行と同様